

受 託 研 究 契 約 書
(雛形 1)

受託者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と委託者独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

(定義)

第 1 条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき実施された第 2 条に規定される受託研究（以下「本受託研究」という。）の結果得られた研究成果のうち、第 3 条に規定する研究成果報告書において成果として確定された発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
 - 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)に規定する特許権、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)に規定する意匠権、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成 10 年法律第 83 号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権、並びに外国における上記著作権に相当する権利
 - 二 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
 - 3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 3 項に定める行為、商標法第 2 条第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 19 条から第 26 条に規定する権利を行使する行為、並びにノウハウの使用をいう。
 - 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

- 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第1項第二号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - 六 第1項第二号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者、及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の題目等)

第2条 甲は、次の本受託研究を、乙の委託により実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 研究題目 (2) 研究目的 (3) 研究内容
(詳細な研究内容については別添：実施計画書に記載。) (4) 研究担当者 (5) 研究に要する経費 円
(うち直接経費 円)
(うち一般管理費 円)
(詳細な経費内容については別添：実施計画書に記載。) (6) 研究期間 契約締結日から平成 年 月 日までとする (7) 提供物品 (8) 研究場所 |
|---|

(研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。なお、本契約において「本受託研究の完了」とは、研究期間の満了、又はそれ以前に本受託研究が完了した場合はその完了をいうものとする。

<研究成果報告書の内容例>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 研究題目 (2) 研究成果の概要 (3) 研究成果の今後の活用方法 (4) 研究経費の支出実績 |
|--|

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議の上、研究成果報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、決定後において必要があるときは、甲

乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施にあたり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、予め乙に書面により通知し、書面による同意を得るものとする。

(再委託)

第6条 甲は、書面による事前の乙の承諾なしに、本受託研究の再委託等、本契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(経理の報告及び検査並びに受託費の額の確定)

第7条 第2条に規定する研究に要する経費（以下「研究経費」という。）の経理は甲が行うものとし、甲は、本受託研究が中止又は完了した日の翌日から起算して30日以内の日までに、経理報告書を乙に提出するものとする。

2 乙は研究成果報告書及び前項の経理報告書を受領したときは、当該報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。なお乙は、検査のための必要に応じて、詳細な支出内容を証する書類等の提出を求めることができる。

3 乙は、前項の検査を行った結果、研究成果報告書及び経理報告書の内容が適正であると認めたときは、研究に要した経費の額を確定し、甲に対して通知するものとする。この場合における確定額は、本受託研究に係る適正な支出額又は契約金額のいずれか低い額とする。

(研究経費の支払い)

第8条 乙は、第7条第3項の額の確定後、確定額を甲の発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。

2 乙は、前項の支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した遅延金を支払わなければならない。ただし、支払期限までに支払わないことが、天災地変等乙の責に帰することができない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、遅延金を支払う日数に算入しないものとする。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は、第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時点

ら返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第11条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、その責めを負わないものとする。

(提供物品の返還)

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究成果の帰属)

第13条 研究成果(ただし第1条第1項第二号に定められたものを除く。)は、乙に帰属するものとする。

2 甲は、前項に規定する研究成果については、委託研究の完了後、中止又は廃止後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該研究成果を乙の承認を受けないで委託研究の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(知的財産権の帰属)

第14条 本受託研究の結果生じた知的財産権は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

2 前項の知的財産権が甲に帰属した場合に、公共の利益のために特に必要があるとして、乙が認めるときは、甲は、乙に対して当該知的財産権の一部若しくは全部を譲渡するものとし、条件について、甲乙協議するものとする。

3 本条第1項の知的財産権を前項によって甲乙の共有にするときは、甲乙別途協議して共同出願契約を締結するものとし、当該知的財産権の出願及び維持のためおよび共同出願契約締結以降に必要な一切の費用については原則、共同出願契約に定める持分比率に応じ負担することとする。

4 乙は、第1項の知的財産権が甲に属する研究担当者に帰属した場合には、当該甲に属する研究担当者との協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

(乙の指定する者等への譲渡等)

第15条 甲は、前条第1項の知的財産権又は前条第2項の規定により乙と共有となった知的財産権の持分を、甲及び乙が協議の上指定した者に譲渡することができる。

2 甲は、前条第1項の知的財産権について甲及び乙が協議の上指定した者に専用実施権の設定を行うことができる。

3 甲は、前条第1項の知的財産権を前2項の甲及び乙が協議の上指定した者以外の第三者に譲渡し又は当該知的財産権について当該第三者に専用実施権等を設定しようとする

ときは、事前に乙に通知し、乙が譲受け又は専用実施権等の被許諾を希望する場合は乙と譲渡又は専用実施権等の許諾について協議するものとする。

(独占的实施)

第16条 甲は、第14条第1項の知的財産権について、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の申し入れがあった場合、他に実施権を許諾していないときは、当該知的財産権を乙又は乙の指定する者に独占的に実施許諾できるものとし、当該期間、当該条件を、乙又は乙の指定する者と協議して定めるものとする。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する期間又は条件を変更したい旨の申し出があった場合には、変更する期間及び条件について、乙又は乙の指定する者と協議の上定めるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第17条 甲は、乙又は乙の指定する者に前条に定めるところにより独占的实施を許諾した場合、独占的实施期間開始後一定期間を経過しても当該知的財産権が乙又は乙の指定する者によって実施されていないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者に対して、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。本条にいう一定期間は、前条第1項の許諾条件に含まれるものとする。

(通常実施権の許諾)

第18条 甲は、第14条第1項の知的財産権について、乙又は乙の指定する者が通常実施権の許諾を申し出たときは、乙又は乙の指定する者に通常実施権を許諾するものとし、乙又は乙の指定する者は、甲と協議して定める実施許諾契約に基づき、甲に対価を支払わなければならない。

(情報の開示)

第19条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を、甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

2 甲は、乙から要請があった場合、本受託研究完了後又は本受託研究中止後、乙から提供された資料を乙に返還するものとする。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、本受託研究の実施前又は実施中に、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、秘密である旨の表示をし、施錠保管するなど、適切に保管し、本契約を履行するために知る必要のある最小限の関係者以外に開示・漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的で使用してはならない。また、甲及び乙は、自己が本条に基づき負うのと同様の義務を当該関係者に対しその所属を離れた後も含め保持する義務を負わせるものとする。ただし、次の何れかに該当する情報については、この限りではない。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後に、自己の責めによらず公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 事前の開示につき相手方の書面による同意を得た情報
- 2 甲及び乙は、相手方から開示された情報に基づいて、発明、考案、意匠並びに著作物（コンピュータソフトウェア含む）等の創作をなした時は、その旨を相手方に報告し、その権利の帰属、その他取り扱い等について、甲乙別途協議の上決定するものとする。
 - 3 前2項の有効期間は、第2条の本受託研究開始の日から本受託研究完了後又は中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表）

- 第21条 甲及び乙は、本受託研究完了、又は本受託研究中止の日の翌日から起算し1年経過後は、本受託研究によって得られた研究成果について、第20条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学等の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。また、乙の主催する成果報告会で甲が研究成果の報告を行う場合も同様とする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、研究成果の公表等を希望する甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による同意を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。
 - 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは、当該通知の受理後10日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしないてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断される部分については、相手方の同意なく公表等してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なくかかる同意を拒んではならない。
 - 4 第2項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後、又は本受託研究中止後の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、または短縮することができるものとする。
 - 5 本受託研究の成果として生じた有体物の管理方法、処分の方法については、甲乙が協議して定める。

(研究協力者の参加及び協力)

第 22 条 甲乙の何れかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

2 研究担当者以外の者が研究協力者となるにあたっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるように、及び、研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるように、その取扱いを別に定めておくものとする。

4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上定めるものとする。

(契約の解約)

第 23 条 甲は、乙が研究経費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解約することができる。

2 甲及び乙は、次の各号の何れかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内には是正されないときは、本契約を解約することができるものとする。

一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二 相手方が本契約に違反したとき

3 甲は、乙が次の各号の何れかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解約することができる。

一 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、会社整理、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

二 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

三 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(損害賠償)

第 24 条 甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は、甲、乙、研究担当者若しくは研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第 25 条 本契約の有効期間は、第 2 条に定める研究期間とする。

2 本契約の失効後も、第 3 条及び第 4 条、第 7 条及び第 8 条、第 12 条から第 22 条、第 24 条、第 26 条及び第 28 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(契約の公表)

第 26 条 甲は、本契約の名称、委託金額並びに甲の氏名及び住所等が公表されることに同意する。

(協議)

第 27 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第 28 条 本契約に関する訴えは、千葉地方裁判所の管轄に属する。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙) 千葉県千葉市美浜区浜田一丁目 2 番 2 号
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
石油開発技術本部長

杉山 公一 印

受 託 研 究 契 約 書
(雛形 2)

受託者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と委託者独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

(定義)

第 1 条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき実施された第 2 条に規定される受託研究（以下「本受託研究」という。）の結果得られた研究成果のうち、第 3 条に規定する研究成果報告書において成果として確定された発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
 - 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)に規定する特許権、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)に規定する意匠権、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成 10 年法律第 83 号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権、並びに外国における上記著作権に相当する権利
 - 二 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
 - 3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 3 項に定める行為、商標法第 2 条第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 20 条から第 27 条に規定する権利を行使する行為、並びにノウハウの使用をいう。
 - 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

- 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第1項第二号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - 六 第1項第二号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者、及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の題目等)

第2条 甲は、次の本受託研究を、乙の委託により実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 研究題目 (2) 研究目的 (3) 研究内容
(詳細な研究内容については別添：実施計画書に記載。) (4) 研究担当者 (5) 研究に要する経費 円
(うち直接経費 円)
(うち一般管理費 円)
(詳細な経費内容については別添：実施計画書に記載。) (6) 研究期間 契約締結日から平成 年 月 日までとする (7) 提供物品 (8) 研究場所 |
|---|

(研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。なお、本契約において「本受託研究の完了」とは、研究期間の満了、又はそれ以前に本受託研究が完了した場合はその完了をいうものとする。

<研究成果報告書の内容例>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 研究題目 (2) 研究成果の概要 (3) 研究成果の今後の活用方法 (4) 研究経費の支出実績 |
|--|

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議の上、研究成果報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、決定後において必要があるときは、甲

乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施にあたり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、予め乙に書面により通知し、書面による同意を得るものとする。

(再委託)

第6条 甲は、書面による事前の乙の承諾なしに、本受託研究の再委託等、本契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(経理の報告及び検査並びに受託費の額の確定)

第7条 第2条に規定する研究に要する経費（以下「研究経費」という。）の経理は甲が行うものとし、甲は、本受託研究が中止又は完了した日の翌日から起算して30日以内の日までに、経理報告書を乙に提出するものとする。

2 乙は研究成果報告書及び前項の経理報告書を受領したときは、当該報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。なお乙は、検査のための必要に応じて、詳細な支出内容を証する書類等の提出を求めることができる。

3 乙は、前項の検査を行った結果、研究成果報告書及び経理報告書の内容が適正であると認めたときは、研究に要した経費の額を確定し、甲に対して通知するものとする。この場合における確定額は、本受託研究に係る適正な支出額又は契約金額のいずれか低い額とする。

(研究経費の支払い)

第8条 乙は、本契約締結後、研究経費の内、金〇〇円（※研究経費の内、支出が確実な金額を前提とする。）を甲の発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。

2 乙は、第7条第3項の額の確定後、確定額から前項の金額を差し引いた額を甲の発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。

3 乙は、前項の支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した遅延金を支払わなければならない。ただし、支払期限までに支払わないことが、天災地変等乙の責に帰することができない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、遅延金を支払う日数に算入しないものとする。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は、第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第11条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、その責めを負わないものとする。

(提供物品の返還)

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費の返還)

第13条 本受託研究を完了し、又は第11条の規定により本受託研究を中止し、もしくは延期する場合において、第8条第1項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は、乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

(研究成果の帰属)

第14条 研究成果(ただし第1条第1項第二号に定められたものを除く。)は、乙に帰属するものとする。

2 甲は、前項に規定する研究成果については、委託研究の完了後、中止又は廃止後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該研究成果を乙の承認を受けないで委託研究の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(知的財産権の帰属)

第15条 本受託研究の結果生じた知的財産権は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

2 前項の知的財産権が甲に帰属した場合に、公共の利益のために特に必要があるとして、乙が認めるときは、甲は、乙に対して当該知的財産権の一部若しくは全部を譲渡するものとし、条件について、甲乙協議するものとする。

3 本条第1項の知的財産権を前項によって甲乙の共有にするときは、甲乙別途協議して共同出願契約を締結するものとし、当該知的財産権の出願及び維持のためおよび共同出願契約締結以降に必要な一切の費用については原則、共同出願契約に定める持分比率に応じ負担することとする。

4 乙は、第1項の知的財産権が甲に属する研究担当者に帰属した場合には、当該甲に属

する研究担当者と協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

(乙の指定する者等への譲渡等)

第16条 甲は、前条第1項の知的財産権又は前条第2項の規定により乙と共有となった知的財産権の持分を、甲及び乙が協議の上指定した者に譲渡することができる。

2 甲は、前条第1項の知的財産権について甲及び乙が協議の上指定した者に専用実施権の設定を行うことができる。

3 甲は、前条第1項の知的財産権を前2項の甲及び乙が協議の上指定した者以外の第三者に譲渡し又は当該知的財産権について当該第三者に専用実施権等を設定しようとするときは、事前に乙に通知し、乙が譲受け又は専用実施権等の被許諾を希望する場合は乙と譲渡又は専用実施権等の許諾について協議するものとする。

(独占的实施)

第17条 甲は、第15条第1項の知的財産権について、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の申し入れがあった場合、他に実施権を許諾していないときは、当該知的財産権を乙又は乙の指定する者に独占的に実施許諾できるものとし、当該期間、当該条件を、乙又は乙の指定する者と協議して定めるものとする。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する期間又は条件を変更したい旨の申し出があった場合には、変更する期間及び条件について、乙又は乙の指定する者と協議の上定めるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条 甲は、乙又は乙の指定する者に前条に定めるところにより独占的实施を許諾した場合、独占的实施期間開始後一定期間を経過しても当該知的財産権が乙又は乙の指定する者によって実施されていないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者に対して、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。本条にいう一定期間は、前条第1項の許諾条件に含まれるものとする。

(通常実施権の許諾)

第19条 甲は、第15条第1項の知的財産権について、乙又は乙の指定する者が通常実施権の許諾を申し出たときは、乙又は乙の指定する者に通常実施権を許諾するものとし、乙又は乙の指定する者は、甲と協議して定める実施許諾契約に基づき、甲に対価を支払わなければならない。

(情報の開示)

第20条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を、甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

2 甲は、乙から要請があった場合、本受託研究完了後又は本受託研究中止後、乙から提供された資料を乙に返還するものとする。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、本受託研究の実施前又は実施中に、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、秘密である旨の表示をし、施錠保管するなど、適切に保管し、本契約を履行するために知る必要のある最小限の関係者以外に開示・漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的で使用してはならない。また、甲及び乙は、自己が本条に基づき負うのと同様の義務を当該関係者に対しその所属を離れた後も含め保持する義務を負わせるものとする。ただし、次の何れかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後に、自己の責めによらず公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 事前の開示につき相手方の書面による同意を得た情報
- 2 甲及び乙は、相手方から開示された情報に基づいて、発明、考案、意匠並びに著作物（コンピュータソフトウェア含む）等の創作をなした時は、その旨を相手方に報告し、その権利の帰属、その他取り扱い等について、甲乙別途協議の上決定するものとする。
- 3 前2項の有効期間は、第2条の本受託研究開始の日から本受託研究完了後又は中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

第22条 甲及び乙は、本受託研究完了、又は本受託研究中止の日の翌日から起算し1年経過後は、本受託研究によって得られた研究成果について、第21条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学等の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。また、乙の主催する成果報告会で甲が研究成果の報告を行う場合も同様とする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

- 2 前項の場合、研究成果の公表等を希望する甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による同意を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは、当該通知の受理後10日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなければならぬ。公表希望当事者は、

研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断される部分については、相手方の同意なく公表等してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なくかかる同意を拒んではならない。

- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後、又は本受託研究中止後の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、または短縮することができるものとする。
- 5 本受託研究の成果として生じた有体物の管理方法、処分の方法については、甲乙が協議して定める。

(研究協力者の参加及び協力)

第23条 甲乙の何れかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるにあたっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるように、及び、研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるように、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上定めるものとする。

(契約の解約)

第24条 甲は、乙が研究経費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解約することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号の何れかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内には是正されないときは、本契約を解約することができるものとする。
 - 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - 二 相手方が本契約に違反したとき
- 3 甲は、乙が次の各号の何れかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解約することができる。
 - 一 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、会社整理、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合
 - 二 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
 - 三 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(損害賠償)

第25条 甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は、甲、乙、研究担当者若しくは研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第 26 条 本契約の有効期間は、第 2 条に定める研究期間とする。

2 本契約の失効後も、第 3 条及び第 4 条、第 7 条及び第 8 条、第 12 条から第 23 条、第 25 条、第 27 条及び第 29 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(契約の公表)

第 27 条 甲は、本契約の名称、委託金額並びに甲の氏名及び住所等が公表されることに同意する。

(協議)

第 28 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第 29 条 本契約に関する訴えは、千葉地方裁判所の管轄に属する。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙) 千葉県千葉市美浜区浜田一丁目 2 番 2 号
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
石油開発技術本部長

杉山 公一 印